平成２３年（フ）第１６８７号
愛知県尾張旭市東山町２丁目15番地８　尾張旭東山コーポラス501号、住民票上の住所愛知県刈谷市高倉町４丁目502番地　レオパレス高倉210号
破産者　筑間　裕之
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８３７号
名古屋市中川区松重町４番41号　グラン・アベニュー名駅南1310、住民票上の住所愛知県安城市住吉町２丁目３番16号　ライオンズガーデン新安城316
破産者　安藤　　豊
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１４２号
名古屋市緑区黒沢台１丁目610番地　島田東住宅Ａ棟302号
破産者　中島　幸子（旧姓畠山）
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４号
青森県八戸市大字石手洗字駒ヶ沢５番地２
破産者　小野　悦司
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７９５号
茨城県鉾田市子生295番地
破産者　佐藤　庄衛
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
茨城県笠間市上郷967番地１
破産者　西山　一文
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３８３号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町7078番地　アルボルハウス102、旧住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町717番地　大内アパート３号
破産者　関根　幸子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３９３号
茨城県小美玉市中延1321番地
破産者　関　　保夫
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８６号
札幌市北区篠路２条７丁目６番49号　メゾンふじ202号
破産者　藤井　政明
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０号
青森県弘前市大字城東中央１丁目７番地４
破産者　成田なな子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第８３号
福島県相馬市尾浜字平前１番地の16
破産者　伊東　龍夫
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第２８号
福島県南相馬市原町区上太田字陣ケ崎328番地
破産者　高田ヨリ子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第４７９号
埼玉県戸田市大字美女木1075番地の２　大島ハイツ202号室、旧住所岐阜県安八郡輪之内町海松新田1215番地の７
破産者　吉川　晴孝
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３３号
埼玉県さいたま市見沼区大字南中野1207番地６
破産者　堀江　智代
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２００号
さいたま市見沼区大字南中野3023番地８
破産者　桑原　康夫
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０１号
さいたま市見沼区東大宮３丁目６番地４　ＲＣ17―204
破産者　戸張　弥生
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１４号
埼玉県川口市芝１丁目28番８号　サンビレッジ芝201号、旧住所埼玉県川口市芝１丁目10番16号
破産者　熊谷　泰治
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
大阪府池田市伏尾台５丁目８番地の25
破産者　那須　啓介
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部